

(2025年3月)

2024(令和6)年5月14日に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正と「公益信託に関する法律」が成立し(前者を「改正公益法人法」、後者を「新公益信託法」と呼ぶ)、5月22日に公布されました。改正公益法人法は2025(令和7)年4月1日に施行され、新公益信託法は公布後2年以内において政令で定める日(2026年4月を予定)に施行されます。重版2刷(2025年2月)にあたり、本文の内容を書き改めたため、変更箇所をお知らせいたします。

■81頁4行目以降「しかし、公益信託は……に提出する準備をしている」部分を下記の文章に差し替え下さい。

2006年改正前信託法の公益信託の規定を「公益信託ニ関スル法律」と改め存続してきたが、2024(令和6)年に新公益信託法が成立した(施行は2026年4月を予定)。その内容は、①主務官庁制を廃止し、公益法人と共通の行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)による認可及び監督の制度を創設していること、②公益信託の受託者は、旧制度では事実上信託会社に限定されていたが、新制度では公益法人やNPO法人など受託者の範囲が拡大されていること、③旧制度は、委託者が金銭を信託財産として拠出し、取り崩し型の公益信託に事実上限定されていたが、新制度は、信託財産の範囲が金銭以外の美術品や不動産等の現物資産にも拡大し、公益信託事務が拡大されていることである。

■112頁「(2) 法人の目的および事業に関する基準」～115頁 **公益法人の事業活動** までの本文の解説について、変更がございます。※下線部分が変更後の内容になります。

(2) 法人の目的および事業に関する基準 ①公益目的事業を行うことを主たる目的とすること、②公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎および技術的能力を有するものであること、③当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること、④営利事業を営む者等に対し特別の利益を与える行為を行わないものであること、⑤投機的な取引・高利の融資その他の事業で公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業、または、公序良俗を害するおそれのある事業を行わないものであること、⑥その行う公益目的事業について、収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、5年間に於いてその収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること、⑦公益目的事業以外の収益事業等を行う場合、それを行うことにより公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであることが必要である(▶公益法人5条1～7号)。

(3) 法人の財務に関する基準 ①公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること、②使途不特定財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであることが必要で

ある（▶公益法人5条8号・9号・15条・16条）。

(4) 法人の機関に関する基準 ①理事または監事について、その者と一定の親族関係など特別利害関係にある者の合計数がその総数の3分の1を超えないものであること、②理事または監事について他の同一の団体（公益法人等を除く）の関係者である者の合計数がその総数の3分の1を超えないものであること、③理事について、監事と特別利害関係を有しないものであること、④収益の額、費用および損失の額等が一定の基準に達しない場合を除き、会計監査人を置いているものであること、⑤理事、監事および評議員に対する報酬等について、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること、⑥収益の額、費用および損失の額等が一定の基準に達しない場合を除き、理事のうち一人以上が、当該法人またはその子法人の業務執行理事または使用人でなく、その就任前10年間においても当該法人またはその子法人の業務執行理事または使用人であったことがない者であること、⑦監事（監事が二人以上ある場合は監事のうち一人以上）が、その就任前10年間においても当該法人またはその子法人の理事または使用人であったことがない者であること、⑧一般社団法人の場合は、（イ）社員の資格の得喪に関し不当に差別的な取扱いをする条件等の不当な条件を付していないこと、（ロ）社員の議決権に関して、不当に差別的な取扱いをしないものであり、かつ、社員が法人に対して提供した財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること、（ハ）理事会を置いているものであることが必要である（▶公益法人5条10～17号）。

(5) 法人の財産に関する基準 ①他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産を保有していないものであること、②公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合、その旨ならびにその維持および処分の制

限について必要な事項を定款で定めているものであること、③公益認定の取消しの処分を受けた場合や合併（権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）により法人が消滅する場合に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人・社会福祉法人等、国・地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること、④清算をする場合に、残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人・社会福祉法人等、国・地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていることが必要である（▶公益法人5条18～21号）。

公益法人の事業活動 (1) 公益目的事業の実施 公益法人は、①公益目的事業を行うにあたっては、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として積み立てる資金を含む）に充てることにより、5年間においてその収支の均衡が図られるようにしなければならないこと、②毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと、③毎事業年度の末日における使途不特定財産額（災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要がある公益目的事業継続予備財産を除く）が一定の制限額を超えないものであること、④寄附の募集に関する禁止行為を行わないことを遵守するように事業活動を実施しなければならない（▶公益法人14～17条）。

(2) 公益目的事業財産 公益法人は、公益目的事業財産 ①公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産、②公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産、③公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業にかかる活動の対価として得た財産、④公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に一定割合を乗じて得た額に相当する財産、⑤以上の財産を運用し、支出し、または処分することにより取得した財産、⑥定款で公益目的事業を行うために不可欠な財産である旨を定めている財産、⑦以上の財産のほか、公益法人が保有する財産であって公益認定を受けた日以後に公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産、⑧これ以外の当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、または公益目的事業を行うために保有していると認められる財産を、公益目的事業を行うために使用し、または処分しなければならない(▶公益法人18条)。

(3) 公益法人の計算等の特則 公益法人は、①公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理をし、②理事・監事・評議員に対する報酬等を、不当に高額なものとならないような支給の基準に従って支給をし、③事業計画書、収支予算書、財産目録、役員等名簿、理事・監事・評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類等を作成して事務所に備え置き、④前記書類、定款、社員名簿、計算書類等を一般の者の閲覧に供し(正当な理由がある場合を除く)、これら(定款を除く)を事業年度ごとに行政庁に提出(行政庁はこれを公表する)しなければならない(▶公益法人19～22条)。